

事業継続力強化支援計画

1 現状

(1) 地域の災害リスク

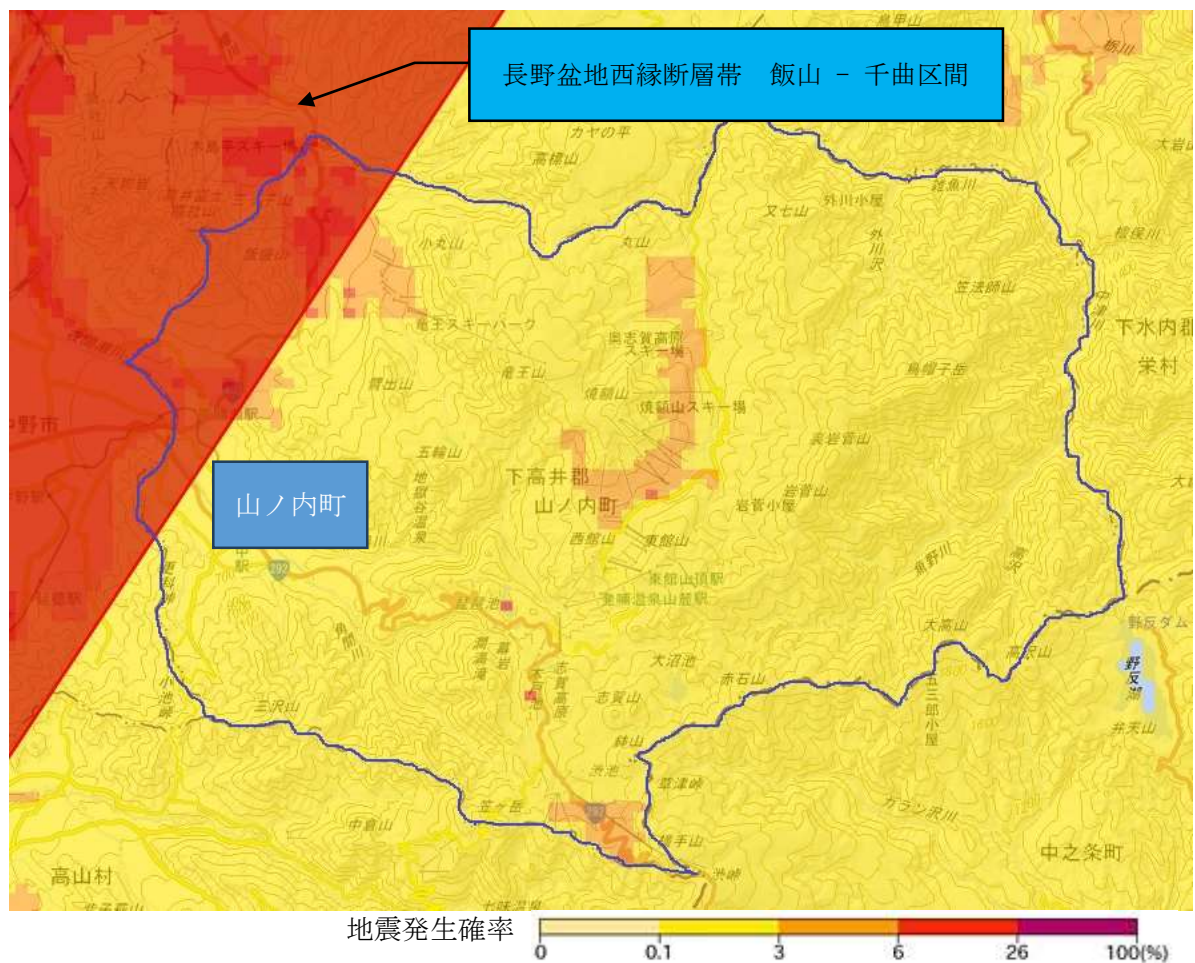
ア 洪水

山ノ内町の防災マップによると、1000年に一度の確率で起こりうる降雨（24時間で734mm）があり、夜間瀬川及び角間川流域で堤防の決壊や越水があった場合、周囲約200～800mの範囲で深さ0.5～10mの浸水が想定されている。



ウ 地震

山ノ内町の北西には長野盆地西縁断層帯が走っている。J-SHIS地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は0.1～26%と推定されており、西部地区、北部地区、志賀高原、奥志賀で発生確率が高くなっている。



活断層分布と揺れ想定 (J-SHIS Map 2024 年データ)

エ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症は、2023年5月にインフルエンザと同じ5類感染症に移行したが、今後も全国的かつ急なまん延により山ノ内町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 686人
- ・小規模事業者数 584人

【内訳】

業種	総数	小規模事業者数	備考
農林漁業	18	17	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	81	79	町内広域に分布
製造業	19	16	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	
情報通信	0	0	
運輸業、郵便業	21	15	
卸売業、小売業	111	88	町内広域に分布
金融業、保険業	4	4	
不動産業、物品賃貸業	23	22	町内広域に分布
学術研究、専門・技術サービス	8	7	
宿泊業、飲食サービス業	252	223	町内広域に分布
生活関連サービス業、娯楽業	58	51	町内広域に分布
教育、学習支援業	17	12	
医療、福祉	27	10	
複合サービス事業	7	5	
サービス業（他に分類されない）	36	31	町内広域に分布
合計	686	584	

※令和3年経済センサスより

(3) これまでの取組

ア 山ノ内町の取組

- ・山ノ内町地域防災計画(山ノ内町防災会議 令和3年11月見直し)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山ノ内町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、連携して町の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定。

- ・防災啓発活動と組織体制の整備

町民のおかれた環境を知らせるため、防災マップの提供等により山ノ内町の災害危険個所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地区町民へ提供している。

また、町民に対する防災意識の普及活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災体制の充実強化を図っている。

- ・防災備品の備蓄

[家庭や事業所における備蓄の促進]

大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性についての啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進している。

[町での備蓄]

大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、必要な備蓄量を確保している。

・食料・支援物資等の供給体制の整備

[民間企業・他行政機関等と連携した食料等の供給体制の整備]

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（平成12年4月3日）を締結し、相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図るための体制を強化している。

[県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備]

大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し国、県と連携するとともに、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制を構築している。

[国や県のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備]

大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

イ 当会の取組

- ・山ノ内町商工会危機管理マニュアル（事業継続力強化計画）を策定し、事業者の早期復旧や事業継続を支援する商工会自体の支援体制を構築している。
- ・事業者に対し、災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・山ノ内町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・長野県火災共済協同組合と連携して新規加入・契約更新時の見直し・特約等の案内を行い、被災時の事業継続に寄与する損害保険加入を促進している。

2 課題

- ・協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・感染症対策において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスク対策として損害保険の検討・加入について周知する必要がある。

3 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害や感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当会と山ノ内町との間における被害状況報告等の連絡網の整備、構築。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年5月1日～令和12年3月31日）

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と山ノ内町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
 - ・町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。
- その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者にはマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は平成27年1月（令和6年11月改定）に事業継続計画（山ノ内町商工会危機管理マニュアル）を策定済み（別添）。

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体等との連携

- ・連携する損害保険等に専門家の派遣を依頼し、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、山ノ内町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

（２）発災後の対策

自然災害による発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員の安否と出勤可能な人員を確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認をおこなうとともに、事業所の消毒、職員の手洗

い・うがい等の徹底を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、山ノ内町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・ 当会と山ノ内町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・ 職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

被災規模の目安

大規模な被害がある	・ 地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・ 本計画により、当会と山ノ内町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回程度共有する
2週間～1ヶ月後	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	3日に1回程度共有する

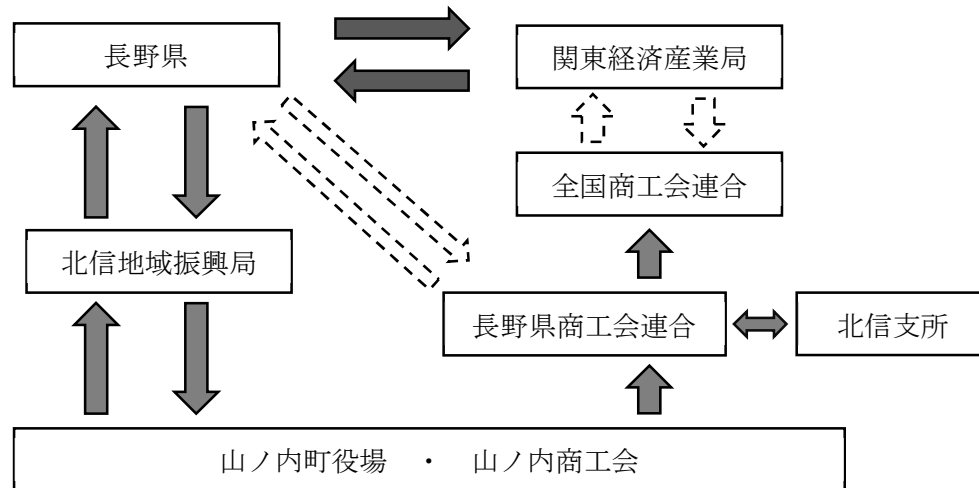
- ・ 山ノ内町で取りまとめた「山ノ内町新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年10月策定）を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに当会で策定した事業継続計画等に基づく対策を実施する。

（3）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被害地域での活動方法を定める。
- ・ 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を山ノ内町・県に対して迅速に報告する。

項目	内容
事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・ 経営者（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ・ 家族（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ・ 従業員（軽傷、重傷、行方不明、死亡）
物的被害状況	・ 店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失） ・ 社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失） ・ 商品 ・ 機械 ・ 器具備品 ・ 車両
被害額	被害状況の確認方法、被害額の算定方法についてはあらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・ 当会と山ノ内町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と山ノ内町が共有した情報を、山ノ内町から北信地域振興局商工観光課へ、また、山ノ内町から長野県防災情報システム（Lアラート）により県等へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と山ノ内町が共有した情報を山ノ内町から北信地域振興局商工観光課へ報告する。調査内容は、感染状況、営業時間短縮・休業等の状況、具体的な影響の内容、売上・受注の停滞・不振が発生している場合は対前年比の売上減少状況（%、金額）、具体的な影響への対応状況、今後懸念される影響、期待する公的支援策など。



（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法について、山ノ内町と相談する。なお、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・ 安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被害事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れが小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

（５）町内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

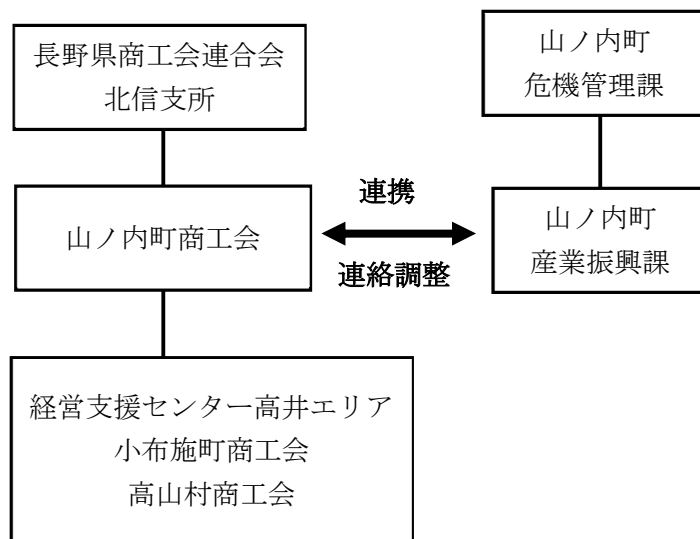
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 3 月現在)

1 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

山ノ内町商工会 畔上晴康 連絡先は後述 3(1) 参照

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1 年に 1 回以上)

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

山ノ内町商工会

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3246-2

TEL : 0269-33-5666 / FAX : 0269-33-2765

E-mail : yamashou@alto.ocn.ne.jp

小布施町商工会

〒381-0201 長野県上高井郡小布施町大字小布施1458-1

TEL : 026-247-2028 / FAX : 026-247-2158

E-mail : abcobuse@stvnet.home.ne.jp

高山村商工会

〒382-0800 長野県上高井郡高山村大字高井4972

TEL : 026-248-0582 / FAX : 026-248-5124

E-mail : tcta@stvnet.home.ne.jp

長野県商工会連合会 北信支所

〒380-0936 長野県長野市中御所大字岡田町131-10 長野県中小企業会館 1F

TEL: 026-228-2153 / FAX: 026-228-2175

E-mail: hokushin@nagano-sci.or.jp

(2) 関係市町村

山ノ内町役場 危機管理課

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

TEL: 0269-33-3115 / FAX: 0269-33-4527

E-mail: kikikanri@town.yamanouchi.lg.jp

山ノ内町役場 産業振興課

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

TEL: 0269-33-1107 / FAX: 0269-33-1104

E-mail: kanko@town.yamanouchi.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額 (見込)

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災等備蓄品等	50	50	50	50	50

2 調達方法 (想定)

会費収入、長野県補助金、山ノ内町補助金、事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・ 東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 長野市南県町 1081 長野市東京海上日動ビルディング 長野支店長 関口 泰久 ・ 長野県火災共済協同組合 長野市大字中御所岡田町131-10 理事長 花村 薫
連携して実施する事業の内容
【東京海上日動・火災共済共通】 ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ・ 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 ・ 小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 ・ 個別相談会、セミナーを通して個社のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
【東京海上日動・火災共済共通】 ・ 損害保険（東京海上日動）、共済保険（火災共済）の見直し ・ 被災時の復旧に必要な費用算定等。 ・ 事業継続のための運転資金の試算。 ・ BCPセミナーの開催。
連携体制図等
<pre> graph TD A[長野県火災共済協同組合] <--> B[山ノ内町商工会] C[経営支援センター 高井エリア] <--> B D[東京海上日動火災保険会社] <--> E[担当支社職員] B <--> F[担当組合職員] F <--> B B <--> E E <--> B F -- "連絡調整" --> B E -- "連絡調整" --> B B -- "BCP 計画等の策定支援 共済保険通知" --> G[山ノ内町小規模事業者] E -- "BCP 計画等の策定支援 損害保険の加入促進" --> G </pre>